

第3章

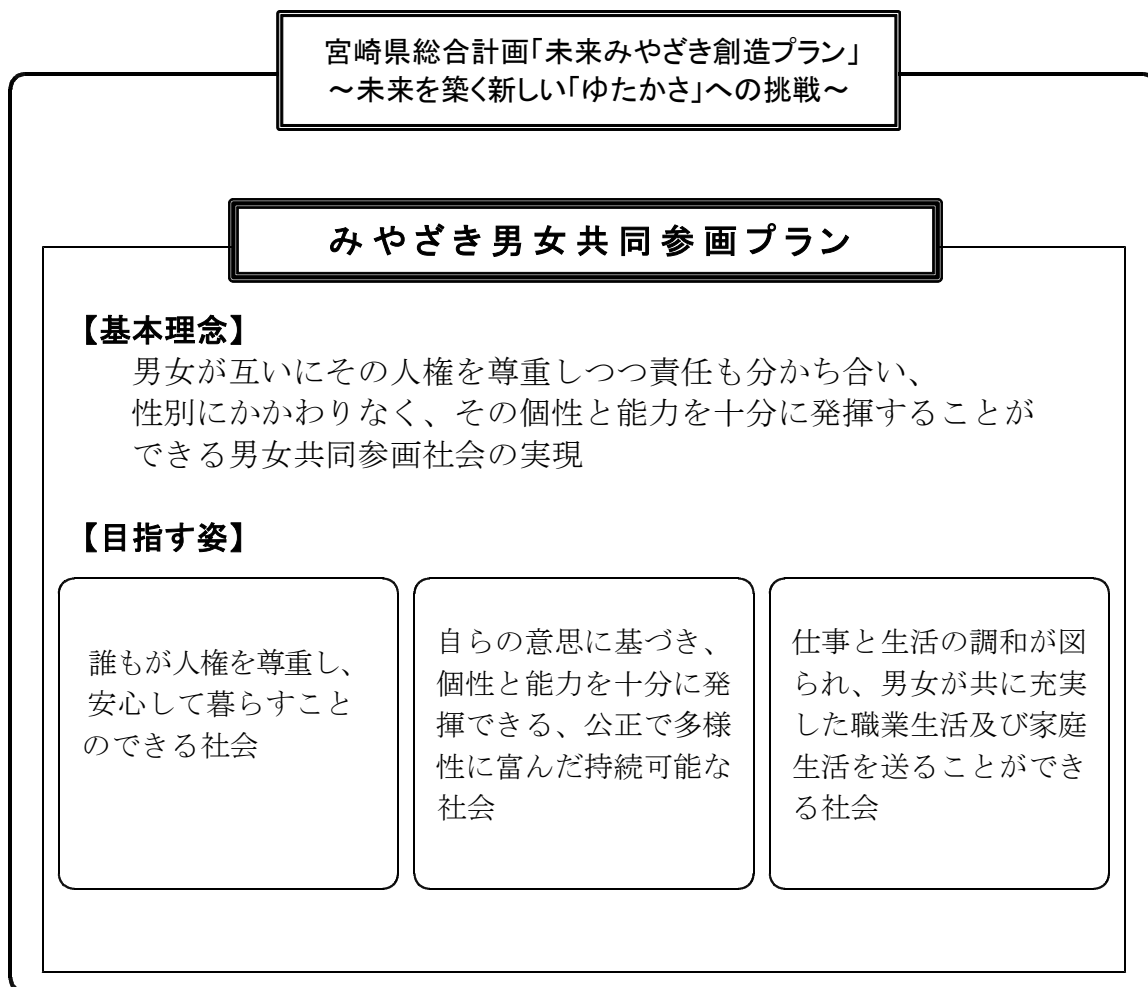
計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

宮崎県男女共同参画推進条例第3条に掲げる6項目の基本理念の下に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 意思の形成及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 男女の生涯にわたる健康への配慮
- (6) 国際社会における動向への配慮

2 計画が目指す男女共同参画社会の姿



3 重点を置く視点と指標

今回のプラン改定に当たっては、骨格となる計画の体系は概ね維持しつつ、国の計画や社会情勢の変化に応じて見直しを行っています。

その中で、特に地域社会における政策・方針決定過程への女性参画が十分に進んでいないことや、若い世代から男女平等意識を醸成する必要があること、また、新型コロナウイルス感染拡大により、多くの非正規雇用の女性が失業したり、家事・子育ての負担が増すなど、女性により大きな影響が現れているなど、課題がより顕在化したことから、第4次プランにおいては、以下の事項に重点を置いて各施策に取り組むこととします。

【重点を置く視点】

① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた市町村への支援と連携

② 根強く残る固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組や若年世代への男女共同参画の理解の促進

③ 長時間労働の是正等働き方改革の推進や、男女ともに育児休業を取得しやすい職場づくりなど就業環境の整備に向けた関係部局・機関との連携強化

【主な取組等】

- 市町村策定の男女共同参画プランとの連携
- 市町村の審議会への女性委員登用に係るきめ細かな支援
- 男女共同参画センターの利用者増に向けた取組
- 男女共同参画地域推進員の活動の活性化
- 若年層に対する男女共同参画についての学習機会の充実
- みやざき女性の活躍推進会議を中心とした官民一体となった取組の強化
- 女性のロールモデル発信及び女性管理職育成のための研修会の実施
- 「ひなたの極」認証制度の推進等働きやすい職場づくりに向けた取組

【重点指標】

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
① 県の審議会委員に占める女性の割合	2	45.9%	8	50%
② 市町村の審議会委員に占める女性の割合	2	24.8%	8	40%
③ 固定的性別役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」という考え）にとらわれない人の割合	2	61.3%	8	75%
④ 社会全体で男女が平等になっていると感じる人の割合	2	12.6%	8	30%
⑤ 県内民間事業所における育児休業取得率	2	男性 15.8% 女性 97.0%	8	男性 30% 女性 100%
⑥ 県内民間事業所における年次有給休暇の取得率	2	54.5%	8	70%

4 施策の柱

I あらゆる分野における女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に責任を担い、自らの意思に基づきその個性と能力を十分に発揮することにより、社会のあらゆる分野に参画できることが重要です。

そのような中で、例えば政策・方針決定過程への女性の参画については、管理的職業従事者に占める女性の割合など年々上昇しつつありますが、依然として低い水準にあるなど、社会の中で女性の参画が進んでいない分野も多く存在します。

女性の参画が拡大することは、女性の活躍を促進し、地域経済の発展へつながることはもとより、価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

また、長時間労働や転勤を前提とする「男性中心型労働慣行」は、女性への家事・育児・介護等の負担の偏重や、男性の家事等への参画などを阻害する要因となっており、その見直しが求められています。

このため、職場や地域、家庭等で男女が共に支え合い、いきいきと暮らしていけるよう、就業環境の整備や長時間労働の是正等の働き方の見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、地域等における男女共同参画を促進し、あらゆる分野における女性の参画拡大を推進します。

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会です。

近年、男女共同参画意識は高まりつつあるものの、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識は根強く残っており、その意識が影響した慣習・慣行は依然として存在しています。

また、男女共同参画は、女性のための取組として認識されることも多く、あらゆる人々にとって必要であるという意識が十分に広まっているとは言えません。

このため、固定的性別役割分担意識を解消し、あらゆる人々にとって男女共同参画が必要であるという認識や理解が広まるよう、教育・学習機会の充実や広報・啓発活動の推進により、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備を進めていきます。

Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現

男女共同参画社会の基礎となる理念はすべての人の人権の尊重です。性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

特に、暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その対象の性別や加害者と被害者がどのような間柄にあるかにかかわらず決して許されるものではなく、暴力を容認しない社会環境整備を進める必要があります。

また、男女が互いの性差に応じた健康についての理解を深め、生涯にわたり健康を享受できるための取組が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大は、非正規雇用労働者やひとり親世帯、高齢単身世帯など、社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしており、このような人々への配慮も求められています。

加えて、地域の防災力の向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立も課題となっています。

性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしが実現するよう、あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりや、女性の健康支援、困難に直面する女性等への支援、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上など、総合的な取組を進めていきます。

5 計画の体系

施策の柱	施策分野	取組項目	
<p>I</p> <p>あらゆる分野における女性の参画拡大</p> <p>※ 女性活躍推進法の推進計画として位置付け</p>	1 社会における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (2) 経済分野における女性の参画拡大 (3) 女性の能力発揮への支援	
	2 就業環境の整備	(4) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 (5) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備 (6) 女性の就業継続・再就職・起業等のための支援	
	3 働き方の見直しと仕事と生活の調和	(7) 仕事と生活の両立支援と働き方の見直し (8) 家庭・地域活動への男女の共同参画の促進 (9) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実	
	4 様々な分野における男女共同参画の推進	(10) 地域活動、環境の分野における男女共同参画の推進 (11) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	
	<p>II</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</p>	5 男女共同参画の推進に向けた意識改革	(12) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し (13) 理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進 (14) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進
		6 教育・学習を通じた男女共同参画の推進	(15) 子どもたちの男女共同参画の理解の促進 (16) 男女共同参画を推進する学習機会の充実
		<p>III</p> <p>一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現</p>	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	8 生涯を通じた健康支援		(20) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援 (21) 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進 (22) 健康に影響を及ぼす問題についての対策の推進
	9 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備		(23) 貧困などの生活上の困難に直面する女性等への支援 (24) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	10 防災分野における男女共同参画の推進		(25) 男女共同参画の視点を反映した地域の防災力向上
推進体制	(1) 県における推進体制 (2) 宮崎県男女共同参画センターの充実強化 (3) 市町村推進体制への支援、連携強化 (4) 関係機関、NPO等との連携・協働 (5) 計画の進行管理		

男女共同参画社会の実現